介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業(身体援助訪問サービス)契約書別紙(兼重要事項説明書)① (久留米市)

サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会医療法人 雪の聖母会
主たる事務所の所在地	〒830-8543 福岡県久留米市津福本町422番地
代表者 (職名・氏名)	理事長 井手 義雄
設 立 年 月 日	昭和27年4月15日
電 話 番 号	0 9 4 2 - 3 5 - 3 3 2 2

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	聖マリアヘルパーステーション		
サービスの種類	第1号訪問事業(身体援助訪問サービス)		
事業所の所在地	〒830-8543 福岡県久留米市津福本町422番地		
電 話 番 号	0 9 4 2 - 4 6 - 1 6 0 0		
指定年月日・事業所番号	令和6年5月1日指定 4071604617		
通常の事業の実施地域 久留米市(田主丸・北野・三潴・城島は除く)		成島は除く)	

3. 事業の目的と運営の方針

	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可
東米の日始	能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活
■ 事業の目的 ■	の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことが
	できるよう、サービスを提供することを目的とします。
	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法そ
	の他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、
運営の方針	地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用
	者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となること
	の予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業(身体援助訪問サービス)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介助等の身体介護を基本に、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能
 身体介護	を高めるための介助や専門的な援助を行います。
分	例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、
	清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。
	※日常的な家事の代行だけでなく、利用者の「したい・できるように
生活援助	なりたい」という希望を大切にした、家事関連動作の自立につながる
	生活援助を行います。
	例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	3 6 5 日
営業時間	2 4 時間

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
従事者	常勤4人、非常勤1人	
うち介護福祉士	常勤4人、非常勤1人	
うち介護職員基礎研修課程 修了者	_	
うち実務者研修(ヘルパー1級)課程 修了者	_	
うち実務者研修(ヘルパー2級)課程 修了者	_	
サービス提供責任者	常勤3人、非常勤0人	

文書名:介護予防・日常生活支援総合事業/第1号訪問事業(身体援助訪問サービス)重要事項説明書文書番号: 35416-QS-00003-000037-09

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	千住 祐介

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、<u>負担割合証に記載された負担割合による額です</u>。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業(身体援助訪問サービス)の利用料・・・基本部分、加算・減算の合計の額となります。

【基本部分】

サービス区分	利用回数	単位数	対象者
身体援助訪問サービスI	週1回	1,176単位/月	事業対象者 要支援 1
身体援助訪問サービスⅡ	週2回	2,349単位/月	要支援2
身体援助訪問サービスⅢ	週3回	3,727単位/月	要支援 2

*基本利用料及び利用者負担割合別料金

サービス区分	基本利用料 1月あたり	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
身体援助訪問 サービス I	11,760円	1,176円	2, 352円	3, 528円
身体援助訪問 サービスⅡ	23, 490円	2, 349円	4,698円	7,047円
身体援助訪問 サービスⅢ	37, 270円	3, 727円	7, 454円	11, 181円

*身体援助訪問サービスは月額定額報酬ですが、月途中からの利用や終了の場合は<u>日割計算</u>となります。

※利用時間は連続した20分~60分です。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

			加算額			
加算の種類	算定の要件	基本利用料	利用者負担	利用者負担	利用者負担	
		1月あたり	(1割)	(2割)	(3割)	
初回加算	新規の利用者へサービスを	2,000円	200 円	400 円	600 円	
小四加昇	提供した場合(200単位/月)	2,000 🗇	200 🗇	400 円	600 FJ	
	サービス提供責任者が指定訪問リ					
	ハビリテーション事業所、指定通					
	所リハビリテーション事業所又は					
	リハビリテーションを実施してい					
生活機能向上	る医療提供施設の医師、理学療法	_	_	_		
連携加算I	士、作業療法士又は言語聴覚士の	1,000円	100 円	200 円	300 円	
7 174/41 T	助言に基づき、生活機能の向上を					
	目的とした訪問型サービス計画を					
	作成し、当該訪問型サービス計画					
	に基づく指定身体援助訪問サービ					
	スを行ったとき。					
	利用者に対して、指定訪問リハビ					
	リテーション事業所、指定通所リ					
	ハビリテーション事業所又はリハ					
	ビリテーションを実施している医					
	療提供施設の医師、理学療法士、					
	作業療法士又は言語聴覚士と利用		200 円	400円	600円	
生活機能向上	者の身体の状況等の評価を共同し	2,000 円				
連携加算Ⅱ	て行い、かつ生活機能の向上を目	2,00013	20011			
	的とした訪問型サービス計画を作					
	成した場合であって、当該医師、	l				
	理学療法士、作業療法士又は言語					
	聴覚士と連携し、当該訪問型サー					
	ビス計画に基づく指定身体援助訪					
	問サービスを行ったとき。					

【処遇改善加算】

算定要件を満たす場合

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 24.5%	厚生労働大臣が定める基準第4号に相当する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 22.4%	届け出た指定身体援助訪問 サービス事業所が利用者に 対し、指定身体援助訪問サ
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 18.2%	該基準に掲げる区分に従い 、所定単位数に加算する。 ただし、左に掲げるいずれ かの加算を算定している場
介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 14.5%	合においては、左に掲げる その他の加算は算定しない 。

介護職員等処遇改善加算(V)	
(1)	が 所定単位数の 22.1%	
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 20.8%	
(2)		
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 20.0%	
(3)		
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 18.7%] 令和7年3月31日までの
(4)		間、厚生労働大臣が定める
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 18.4%	基準第4号に相当する介護
(5)		職員等の賃金の改善等を実
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 16.3%	施しているものとして市長
(6)		に届け出た指定身体援助訪
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 16.3%	問サービス事業所((4)
(7)		の加算を算定しているもの を除く。)が、利用者に対
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 15.8%	で味く。」が、利用者に対し、指定身体援助訪問サー
(8)		ビスを行った場合は、当該
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 14.2%	基準に掲げる区分に従い、
(9)		所定単位数に加算する。た
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 13.9%	だし、左に掲げるいずれか
(10)		の加算を算定している場合
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 12.1%	においては、左に掲げるそ
(11)		の他の加算は算定しない。
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 11.8%	
(12)		
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 10.0%	
(13)		
介護職員等処遇改善加算(V	所定単位数の 7.6%	
(14)		

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

区分	単位数	算定要件	
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数の1.0%減算	久留米市指定身体援助サービスの 人員、設備及び運営並びに指定身 体援助訪問サービスに係る介護予 防のための効果的な支援の方法等 の基準に関する要綱第33条の2に 規定する基準を満たさない場合は 、高齢者虐待防止措置未実施減算 として、所定単位数の100分の1に 相当する単位数を所定単位数から 減算する。	

業務継続計画未策定 減算	所定単位数の1.0%減算	久留米市指定身体援助サービスの 人員、設備及び運営並びに指定身 体援助訪問サービスに係る介護予 防のための効果的な支援の方法等 の基準に関する要綱第28条の2に 規定する基準を満たさない場合は 、業務継続計画未策定減算として 、所定単位数の100分の1に相当す る単位数を所定単位数から減算す る。
同一建物減算	①所定単位数の10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する 敷地内に所在する建物に居住する 者(②及び④に該当する場合を除 く)
	②所定単位数の15%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する 敷地内に所在する建物に居住する 利用者の人数が1月あたり50人以 上の場合
	③所定単位数の10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する者の人数が1月あたり20人以上の場合)
	④所定単位数の12%減算	正当な理由なく、事業所において 、前6月間に提供した指定身体援 助訪問サービスの提供総数のうち 、事業所と同一敷地内又は隣接す る敷地内に所在する建物に居住す る者(②に該当する場合を除く) に提供されたものの占める割合が 100分の90以上である場合

(2) その他

①交通費(稅込)

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で事業者から請求 があったときは、交通費の実費(税込)をお支払いいただきます。

片道 5km未満	220 円
5~10km未満	330 円
10~15km未満	440 円
15~20km未満	550 円
事業所実施区域外 20km以上	660 円 ~

②キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

文書名:介護予防・日常生活支援総合事業/第1号訪問事業(身体援助訪問サービス)重要事項説明書文書番号:35416-0S-00003-000037-09

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	基本利用料の25%の額
利用予定日の当日	基本利用料の50%の額

⁽注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(3) 支払い方法

上記(1) \sim (3) の利用料(利用者負担分の金額)は、1 か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後及び口座引き落としを確認後差し上げます。

支払い方法	支払い要件等	
口座引き落とし	郵便局引き落とし、銀行引き落とし (銀行引き落としの場合は毎月手数料として50円が掛かります。)	
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日までに、現金でお支払いください。	

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号		
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	()

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括 支援センター及び久留米市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
-------	-------

12. 業務継続計画の策定

(1) 感染症や非常災害時の発生時の対応について

当事業所は感染症や非常災害時の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制での業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

文書名:介護予防・日常生活支援総合事業/第1号訪問事業(身体援助訪問サービス)重要事項説明書 文書番号:35416-0S-00003-000037-09

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するように努めます。

さらに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等使用)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止の措置を講じるための責任者を設置し、事業所における虐待防止のための指針を整備します。

虐待防止に関する責任者 管理者 千住 祐介	虐待防止に関する責任者	管理者 千住 祐介
-----------------------	-------------	-----------

- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備します。
- (5) 従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを 市町村に通知します。

14. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0942-46-1600 面談場所 当事業所の相談室等
苦情解決責任者	千住 祐介

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	久留米市健康福祉部介護保険課	電話番号 0942-30-9247
1	福岡県国民健康保険団体連合会	電話番号 092-642-7859

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

文書名:介護予防・日常生活支援総合事業/第1号訪問事業(身体援助訪問サービス)重要事項説明書 文書番号:35416-QS-00003-000037-09

- (1) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為
 - ①職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)

例:コップを投げつける・蹴る・唾を吐く

②職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

例:大声を発する・怒鳴る・特定の職員に嫌がらせをする・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

③職員に対するセクシュアルハラスメント (意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

例: 必要もなく手や腕を触る・抱きしめる・あからさまに性的な話をする

- (2) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借 など
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (3) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (4) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに 担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡くだ さい。

16. サービス契約の解約

事業所は、次の場合にはサービス契約を解約することができます。

利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

17. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日	
-----------------	-------	--